

学校法人岩崎学園情報セキュリティ大学院大学
任期を定めた専任教員の任用に関する規程

平成 21 年 12 月 22 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成 9 年 6 月 13 日法律第 82 号。以下「法」という。）第 5 条第 2 項の規定にもとづき、学校法人岩崎学園の設置する情報セキュリティ大学院大学（以下「本学」という。）において、任期を定めて任用する専任教員（以下「任期付専任教員」という。）に関し必要な事項を定め、多様な人材の受け入れを図り、本学における教育研究活動の活性化を推進することを目的とする。

(任期を定める組織等)

第 2 条 任期付専任教員の教育研究組織、職名等に関する事項は、別表 1 のとおりとする。

2 上記教員の他、特任教員をおくことができる。特任教員については別に定める。

(任期および再任等)

第 3 条 任期付専任教員の任期は同一職位で 3 年以内とし、双方が合意する場合は、1 年単位で 5 年まで更新することができる。

2 任期付専任教員は、任期満了時の業績審査により任期の定めのない教員に採用されることがある。

(任用される者の同意)

第 4 条 任期付専任教員を任用する場合は、別表 2 の様式により、当該任用される者の同意を得なければならない。

(任期満了時における業績審査)

第 5 条 第 3 条第 2 項におけるにおける審査は、次の各号にかかげる事項について行うものとする。

(1) 教育活動に関する事項

(2) 研究活動に関する事項

(3) その他、本学の管理運営及び社会への貢献等に関する事項

(退職)

第 6 条 任期を定めて任用される専任教員は、当該任期中（当該任期が始まる日から 1 年以内の期間を除く。）であっても、岩崎学園 教職員就業規則の定めるところにより、その意思により退職することができる。

(公表)

第 7 条 この規程を定めまたは改訂したときは、本学ホームページ等で公表するものとする。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は別に定める。

2 この規程の改廃は、本学教授会の議を経て、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 12 月 22 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日以降、任用される者から適用する。

附 則

この規程は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

教育研究組織	職名	職務	根拠
情報セキュリティ研究科	教授 准教授	教育研究および労働契約に基づく事項	法第 4 条第 1 項第 1 号
	助教	教育研究および労働契約に基づく事項	法第 4 条第 1 項第 2 号
	助手	研究および労働契約に基づく事項	法第 4 条第 1 項第 3 号

別表 2（第 4 条関係）

様式

<p>同 意 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>学校法人岩崎学園理事長 殿</p> <p style="text-align: right;">(氏 名) 印</p> <p>私は情報セキュリティ大学院大学〇〇〇〇に就任するに際し、大学の教員等の任期に関する法律（平成 9 年 6 月 13 日法律第 82 号）第 5 条第 1 項および学校法人岩崎学園情報セキュリティ大学院大学 任期を定めた専任教員の任用に関する規程（平成 21 年 12 月 22 日制定）第 3 条および第 4 条に基づき、下記の任期により任用されることに同意します。</p> <p>なお、任用開始より 1 年を経た後、私の都合で任期途中で退職する必要があるときには、岩崎学園 教職員就業規則に基づき、遅滞なく申し出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">〇〇〇〇年〇月〇日から〇〇〇〇年〇月〇日まで</p>
--